

議案第90号 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の主旨》

平成28年度人事院勧告等に基づき、給与制度の見直しを行うもの。

①民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層を中心に給料表を1,500円～400円の幅で増額改定。

②勤勉手当について、0.1月分の増額改定。

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

<p>の80(特定管理職員にあつては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>の90(特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の52.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
---	---	---------------------





現行

114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

改正後 (案)

114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5(特定管理職員にあっては、100分の52.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40(特定管理職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>